

石川町みんなのまちづくり事業取扱要領

この要領は、石川町みんなのまちづくり事業補助金交付要綱（令和3年要綱第26号。以下、「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 要綱第2条に規定する、補助金の交付の対象とする事業は、次に掲げる町民自らが企画し、自主的に取り組むソフト事業とする。ただし、地域の活性化に寄与すると認められる場合は、ハード事業も対象とすることができるものとする。

(1) 地域コミュニティ推進事業

- ア 少子・高齢化対策事業
- イ 地域間交流事業
- ウ 地域情報発信事業
- エ 地球温暖化防止対策事業
- オ 街並み等景観整備事業

(2) 地場産業の育成事業

- ア 地域逸品発掘事業
- イ 産地直売所整備事業
- ウ 地産地消推進事業
- エ 地域資源活用事業

(3) 地域伝統文化の保存・継承事業

- ア まつり・盆踊り・民俗芸能等支援事業
- イ 歴史・伝統文化の保存、継承事業

(4) 地域環境・美化事業

- ア 共生の広場づくり事業
- イ 道路・河川等環境美化事業
- ウ 里山等保全活動整備事業
- エ 彩りのあるまちづくり事業

(5) 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）の採択事業

2 要綱第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては補助金の交付の対象としない。

- (1) 人件費 団体の構成員に対する支出をいう。ただし、団体の構成員が生業とする業務に対する支出は、契約に基づき支出することができるものとする。
- (2) 食糧費 会合の飲食及び親睦に要する経費をいう。ただし、事業の実施における講師及びこれに類する来賓等に対するもの並びに環境美化活動などの肉体的な労務提供を主とした作業等を一日または午前と午後を通して行う場合に、昼食代等として1人1食あたり500円程度及び飲み物代として1人

1日あたり200円程度のものについては認めるものとする。

(3) 団体の経常的な運営維持管理経費

3 団体

補助金の交付の対象となる団体は、地域づくり団体（NPO法人を含む。）及びグループとする。グループについては、10名以上で組織された地域づくりに取り組む意欲があり、団体の運営に関する規約を定めている団体とする。ただし、要綱第2条第1項第2号に規定する事業は、5名以上で組織された団体とする。

4 次に掲げる事業については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教上の行事等に対する支出を伴う事業
- (2) 明確な目的を持たない研修旅行等
- (3) その他、補助金を支出することがふさわしくない事業

5 要綱第8条に規定する概算払をすることができる額については、すでに支払った費用と、要綱第8条第2項に規定する概算払請求書を町長に提出する日以後、30日以内に支払うことを予定している費用とする。

6 要綱第8条第2項に規定する概算払請求書の添付書類は次に掲げるものとする。ただし、町長が必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

- (1) 支出を証明するものの写し
- (2) 事業遂行状況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。